

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600277号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600130号

第1 結論

請求者のA社における昭和63年10月1日から平成元年7月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和63年10月から平成元年6月までの標準報酬月額については、28万円から41万円とする。

昭和63年10月から平成元年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年10月1日から平成元年7月21日まで

企業年金連合会から、請求期間の加入員記録に誤りがあることが判明したため再裁定を行ったところ、年金額の一部が過払いとなり返納する必要がある旨の通知が届いた。当該連合会にその根拠を照会したところ、国の記録に合わせたためとのことであるが、当時のA社の経営状況及び私の勤務状態から、標準報酬月額が41万円から28万円に減額することは考えられない。源泉徴収票及び給与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録では、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は28万円と記録されているが、B厚生年金基金から提出された請求者に係る「連合会・国(厚生年金保険)の年金記録の不一致確認・回答票(個票)」、「加入員台帳照会」(画面資料)及び「中途脱退者記録事項訂正届」によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が平成28年5月13日付けで28万円に訂正されるまで41万円であったことが確認できる。

また、B厚生年金基金は、請求期間当時、国(社会保険事務所(当時))、厚生年金基金及び健康保険組合に提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等の届出用紙は複写式であると陳述しているところ、C健康保険組合から提出された請求者の「適用台帳」(画面資料)によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は41万円と記録されている。

さらに、請求者から提出された昭和63年分及び平成元年分の給与所得の源泉徴収票並びに

昭和 62 年 9 月から平成元年 8 月まで（昭和 63 年 3 月を除く。）の給与明細書を検証したところ、i) 請求期間以外の標準報酬月額は、オンライン記録、B 厚生年金基金の加入員記録及び C 健康保険組合の被保険者記録は一致していること、ii) 請求期間においては、昭和 63 年 7 月の随時改定（標準報酬月額を 36 万円から 41 万円に改定）及び同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額の各算定対象期間のうち 2 か月（昭和 63 年 5 月及び同年 6 月）は同月であり、各算定対象期間に 41 万円の標準報酬月額に相当する給与を支給されていたことが、請求者の給与明細書により確認できることから、事業主が標準報酬月額を 36 万円から 41 万円とする当該随時改定に係る届出を行った直後の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、標準報酬月額を 28 万円とする届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、昭和 63 年 10 月から平成元年 6 月までは 41 万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600283号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1600033号

第1 結論

昭和59年8月から昭和60年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月から昭和60年12月まで

私の妻が会社を退職した翌月の昭和59年8月頃に、私は妻と一緒に、A市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、主に自身が、毎月、夫婦二人分と一緒に役所から送付されてきた納付書により、保険料額は定かではないが、A市役所で納付していた。

加入手続後、長期間にわたり国民年金保険料を納付しなかったことや、未納となっていた期間の保険料を遡ってまとめて納付したことはない。

請求期間が未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料について、主に自身が、毎月、夫婦二人分と一緒に役所から送付されてきた納付書により、A市役所で納付していたと陳述しているところ、保険料額等の記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

また、請求者は、加入手続後、国民年金保険料を納付しなかったことや、未納となっていた期間の保険料を遡ってまとめて納付したことないと陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間直後から約5年近くの期間の保険料については、3か月ごと等にまとめて遡って過年度納付していることが確認できることから、請求者の主張と一致しない。

さらに、請求者と一緒に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする妻も、当該期間の保険料が未納となっていることが、オンライン記録により確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1600284 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600034 号

第1 結論

昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 12 月まで

私が会社を退職した翌月の昭和 59 年 8 月頃に、私は夫と一緒に、A 市役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、主に夫が、毎月、夫婦二人分と一緒に役所から送付されてきた納付書により、保険料額は定かではないが、A 市役所で納付していた。

加入手続後、長期間にわたり国民年金保険料を納付しなかったことや、未納となっていた期間の保険料を遡ってまとめて納付したことではない。

請求期間が未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料について、主に夫が、毎月、夫婦二人分と一緒に役所から送付されてきた納付書により、A 市役所で納付していたと陳述しているところ、保険料額等の記憶が明確でないことから、納付状況が不明である。

また、請求者は、加入手続後、国民年金保険料を納付しなかったことや、未納となっていた期間の保険料を遡ってまとめて納付したことないと陳述しているが、オンライン記録によると、請求期間直後から約 5 年近くの期間の保険料については、3 か月ごと等にまとめて遡って過年度納付していることが確認できることから、請求者の主張と一致しない。

さらに、請求者と一緒に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする夫も、当該期間の保険料が未納となっていることが、オンライン記録により確認できる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600282号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600131号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月

A社から平成17年7月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の記録では、当該標準賞与額の記録が無いので、調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「2005年夏賞与 時間給【ET】」によると、請求者は請求期間において、賞与を支給されていないことが確認できる上、同社は、「請求者に、請求期間の賞与を支給していない。」と回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与支給明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。